

# 海外水産開発割当て 記入例：平成30年度「すけそうだら」

別紙様式1 ■過去に輸入割当てを使って輸入通関した実績なし、■今年度1回目の申請の場合

水産庁長官 殿

申請年月日 平成30年5月29日  
申請者名 BB株式会社 印  
住 所 東京都…  
電話番号 03-…

## 平成30年度「すけそうだら」海外水産開発割当て認定書発給申請書

平成30年度「すけそうだら」海外水産開発割当て認定書発給要領（平成30年4月19日付け30水漁第8号水産庁長官）に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

### 記

「申請限度数量」は品目により異なるため、認定書発給要領を確認の上、記入する。

1 今回の申請数量（いずれか該当する方の口をチェックし、各MTを記入する。）

■申請1回目

かつ、 □要領の2（1）①に該当：\_\_\_\_\_ MT（申請限度数量：\_\_\_\_\_ MT）

■要領の2（2）①に該当：4,000 MT（申請限度数量：5,000 MT）

□申請2回目以降

かつ、 □要領の2（1）②又は（2）②に該当：\_\_\_\_\_ MT

（申請限度数量：申請1回目の申請限度数量一本要領に基づく申請で既に認定された数量（※））

□要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当：\_\_\_\_\_ MT

（申請限度数量：\_\_\_\_\_ MT）

※本要領に基づく申請で既に認定された数量について次の表に記入する。

（要領の2（1）③又は（2）②のただし書に該当する者にあつては「\*」欄も記入する。）

認定番号	認定書発給日	認定数量（MT）	* 輸入通関数量（MT）	* 消化率（%）
番	年 月 日			
番	年 月 日			
番	年 月 日			
	合計			

2 原産地

アメリカ合衆国

3 船積地域（該当する口を全てチェックする。）

■2の原産地

■2の原産地以外の地域

（地域名のほか、当該地の保税地域内で加工予定（可能性含む。）があれば、その旨以下記入する。）

中国（加工予定あり）、チリ（加工予定なし）

# 海外水産開発割当て 記入例：平成30年度「すけそうだら」

別紙様式1 ■過去に輸入割当てを使って輸入通関した実績なし、■今年度2回目の申請、■1回目の申請限度数量5,000MTのうち、既に4,000MTの認定を受けている。申請限度数量残り1,000MTを申請可能であるところ、これを超える数量を申請したい場合

水産庁長官 殿

申請年月日 平成30年8月29日  
申請者名 BB株式会社 印  
住所 東京都…  
電話番号 03-…

## 平成30年度「すけそうだら」海外水産開発割当て認定書発給申請書

平成30年度「すけそうだら」海外水産開発割当て認定書発給要領（平成30年4月19日付け30水漁第8号水産庁長官）に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。

### 記

1 今回の申請数量（いずれか該当する方の口をチェックし、各MTを記入する。）

申請1回目

かつ、 要領の2(1)①に該当：\_\_\_\_\_ MT（申請限度数量：\_\_\_\_\_ MT）

要領の2(2)①に該当：\_\_\_\_\_ MT（申請限度数量：\_\_\_\_\_ MT）

■ 申請2回目以降

かつ、 要領の2(1)②又は(2)②に該当：\_\_\_\_\_（申請限度数量：申請1回目の申請限度数量一本要領に基づく申請で既に認定された数量（※））

「申請限度数量」は品目により異なるため、認定書発給要領を確認の上、記入する。

■ 要領の2(1)③又は(2)②のただし書に該当：5,000MT（申請限度数量：5,000MT）

発行済みの認定書を確認の上、記入する。

※本要領に基づく申請で既に認定された数量について次の表に記入する。（要領の2(1)③又は(2)②のただし書に該当する者には「\*」欄も記入する。）

認定番号	認定書発給日	認定数量 (MT)	* 輸入通関数量 (MT)	* 消化率 (%)
2番	平成30年5月30日	4,000	3,200	80.0
番	年 月 日			
番	年 月 日			
	合計	4,000	3,200	80.0

2 原産地  
アメリカ合衆国

3 船積地域（該当する口を全てチェックする。）

■ 2の原産地

■ 2の原産地以外の地域

（地域名のほか、当該地の保税地域内で加工予定（可能性含む。）があれば、その旨以下記入する。）

中国（加工予定あり）、チリ（加工予定なし）

要領の2(1)③又は(2)②のただし書「既に認定された数量の80%以上を通関している」ことを申請者自身が確認し、記入する。なお、通関数量の裏付け資料である輸入承認証の写しは、四半期毎に水産庁に提出する輸入通関実績報告書類において後日確認するため、認定書発給申請時には不要。